にあっては第二条の算式における自己資本の額（以下この条及び第百五十四条の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。）に十五パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第十一条の算式における自己資本の額（以下この条及び第百五十四条の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。）に十五パーセントを乗じて得た額をいう。第百五十四条の二第一項において同じ。）を上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする。

2　前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第二条の算式における自己資本の額に六十パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第十一条の算式における自己資本の額に六十パーセントを乗じて得た額をいう。第百五十四条の二第二項において同じ。）を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする。

（他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）

第四十七条の三　第二十七条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第五条第四項に規定する他の金融機関等をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第十四条第三項に規定する他の金融機関等（連結自己資本比率を算出する信用協同組合等にあっては、連結の範囲に含まれる者を除く。）をいう。次項及び第百五十四条の三において同じ。）の対象資本調達手段（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第五条第四項に規定する対象資本調達手段をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第十四条第三項に規定する対象資本調達手段をいう。次項及び第百五十四条の三において同じ。）のうち、対象普通出資等（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第五条第五項に規定する対象普通出資等をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第十四条第四項に規定する対象普通出資等をいう。次項及び第百五十四条の三において同じ。）に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

2　標準的手法を採用する信用協同組合等が信用協同組合である場合にあっては、第二十七条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本調達手段のうち信用協同組合連合会の対象普通出資等であって第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトについては、当該エクスポージャーの額の合計額のうち連合会向け出資に係る十パーセント基準額（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第四条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第十三条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。第百五十四条の三第二項において同じ。）に相当する部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、百パーセントとし、それ以外の部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

（特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）

第四十七条の四　第二十七条から前条までの規定にかかわらず、特定項目（第五条第八項第一号又は第十四条第七項第一号に規定する特定項目をいう。第百五十四条の四において同じ。）のうち第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

第四十九条第二項中「四パーセント」を「八パーセント」に改める。

第五十条に次の二項を加える。

5　標準的手法を採用する信用協同組合等は、この節における与信相当額の算出に当たっては、CVAの影響を勘案してはならない。

6　前項の規定にかかわらず、標準的手法を採用する信用協同組合等は、信用リスク・アセットの額の算出において、与信相当額についてCVAの影響を勘案することができる。

第五十二条第一項第三号ロ中「それぞれ」を「それぞれ」に改める。

第五十三条第二項中「この条、第五十三条の三第十一号及び第百三十三条第七項において」を削り、「すべて」を「全て」に改め、同条第五項を次のように改め、同項を同条第六項とする。

5　標準的手法を採用する信用協同組合等は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げる額のうち、いずれか小さい額を第二項第二号に規定する実効EPEとする方法を使用することができる。

一　ネッティング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメントに基づく担保による効果を反映しない場合の実効EPEに当該取引相手方に提供される全ての担保（日々の値洗いによりその額が調整されるものを除く。）の額を加えた額

二　次のイの算式により算出されたアドオンにロ又はハに掲げる額のうちいずれか大きい額を加えた額

イ　アドオン＝E［max（ΔMtM，0）］

E［　］は、［　］内の期待値

ΔMtMは、リスクのマージン期間（マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該取引相手方との取引に係るマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。）内における取引相手方との取引の時価の変化額。ただし、マージン・アグリーメントに基づく担保による効果を勘案してはならない。

ロ　マージン・アグリーメントに基づき提供をし、又は提供を受けた担保（コールされたもの及び係争中のものを除く。）による効果を反映した場合のネッティング・セットの現時点のエクスポージャーの額

ハ　マージン・アグリーメントに基づき提供をし、又は提供を受ける担保による効果を反映した場合のネッティング・セットにおいて生じ得る最大のエクスポージャーの額

第五十三条第四項中「当該相手方」を「当該取引相手方」に、「次項」を「以下この条」に、「に代えて、」を「の算出において、当該担保による効果を勘案した」に改め、同項に次のただし書を加え、同項を同条第五項とする。

ただし、取引相手方の信用状態が悪化した時に当該取引相手方に担保の提供を求めることができるものとされているマージン・アグリーメントに基づく担保による効果は反映してはならない。

第五十三条第三項中「前項第一号に規定するα」を「α（第二項第一号に規定するものをいう。以下同じ。）」に改め、同項第一号及び第二号中「すべて」を「全て」に改め、同項に次の一号を加え、同項を同条第四項とする。

五　αが三月に一度以上の頻度で更新されていること。また、ポートフォリオの構成に大きな変動がみられた場合には、その都度、当該変動を反映するための更新が行われていること。

第五十三条第二項の次に次の一項を加える。

3　標準的手法を採用する信用協同組合等は、前項第一号に掲げる与信相当額の算出に当たっては、ポートフォリオごとに、現在の市場データを用いて算出した実効EPE又は適切なストレス期間を含むデータを用いて算出した実効EPEのうち、所要自己資本が大きくなるものを用いなければならない。

第五十三条に次の七項を加える。

7　前項第二号イのリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネッティング・セットの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一　日々の値洗いにより担保の額が調整されるネッティング・セット　次のイからニまでに掲げるネッティング・セットの区分に応じ、当該イからニまでに定める期間とする。

イ　レポ形式の取引のみから構成されるネッティング・セット（ロ又はハに該当するものを除く。）　五営業日